6　国の取組

国は、制度の円滑な立上げと運用に向けて市町村に対する財政等の支援を実施したり回収方法や認定事業者との契約に関するガイドラインを定めること、都道府県と連携して説明会を開催するなど市町村に対して積極的に本制度への参加の呼びかけを行うこと、市町村参加状況に関する要因分析を行い必要な対策を講じること等を通じて、できる限り多くの市町村の参加を促進するよう最大限努める必要がある。また、小売業者に対しても、協力を呼びかける必要がある。

また、国は、適正な分別排出の促進のため、本制度に参加する市町村や小売業者を周知し、国民に使用済小型電子機器等の再資源化の重要性について普及啓発を行うとともに、処分方法がわからないために、又は特別な理由なく使用せずに家庭に保管している使用済小型電子機器等についても、適正な形で分別して排出するよう、国民に呼びかける必要がある。携帯電話端末などの重要な個人情報を多く含む機器については、個人情報漏えいに対する不安から、使用済みとなった後も家庭内に保管されている場合も多く、国が市町村や認定事業者に対し適切な個人情報保護対策を求めることで、これらの機器についても国民が安心して排出できるようにすることも重要である。

さらに、国は、使用済小型電子機器等の再資源化の実施の状況について情報を収集・整理し、国民に対して分かりやすく情報提供していくとともに、使用済小型電子機器等からの資源の回収など再資源化に関する技術開発及び実用化に向けた取組を支援していく。

また、国は市町村等と協力し、違法な不用品回収業者に対し、取締りの強化等継続的な対策を実施するとともに、海外における不適正な処理を防止するため、廃棄物処理法及び特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成四年法律第百八号）の更なる適正な施行、運用等を実施する。

四　環境の保全に資するものとしての使用済小型電子機器等の再資源化の促進の意義に関する知識の普及に係る事項

使用済小型電子機器等の再資源化の促進は、再資源化によって得られた資源の利用とあいまって、資源エネルギー投入量の削減、廃棄物の減量、環境に影響を及ぼすおそれのある物質の環境への排出の抑制等を通じて、環境への負荷の少ない循環型経済社会システムを構築していくという意義を有する。

かかる意義を有する使用済小型電子機器等の再資源化の促進のためには、広範な国民の取組が必要であることに鑑み、国及び地方公共団体は、環境の保全に資するものとしての使用済小型電子機器等の再資源化の促進の意義に関する知識について、環境教育・環境学習や広報活動等を通じ、広く国民への普及啓発を図ることが必要である。

具体的には、国及び地方公共団体は、使用済小型電子機器等の再資源化の実施状況や、再資源化により得られた資源がどのように利用されているかを情報発信することにより、関係主体の協働の下で、既存の取組ともあいまって我が国全体で使用済小型電子機器等の回収量を増加させ、再資源化への取組を推進するための意識の普及・醸成を図るものとする。

五　前各号に掲げるもののほか、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する重要事項

本制度は、収集された使用済小型電子機器等の再資源化を促進するために、廃棄物処理法の特例措置を講ずるものであるが、使用済小型電子機器等として収集されたものであっても、製品としてそのまま使用することが可能なものについては、循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第百十号）第七条の考え方に基づき、再使用することも可能である。ただし、実際には中古利用に適さないものが中古利用の名目で輸出されることにより、海外における環境汚染を引き起こすことがないようにしなければならない。さらに、中古利用が可能なものを再使用する場合であっても、海外における不適正な処理が伴うなど環境への負荷の低減にとって有効であると認められない場合、個人情報保護の観点から適切ではない場合、また、安全上の問題がある場合もあることから、これらの点に十分に配慮しつつ、適切に再使用を実施する必要がある。

また、国は、使用済小型電子機器等の排出後のフローについて、定量的に把握するよう努めなければならない。排出後のフローの把握に当たっては、認定事業者や市町村からの報告に加えて、再使用されている量や、認定事業者以外の者によって再資源化されている量、使用済みでありながら家庭内に保管されている量についても、可能な限り把握する必要がある。

なお、認定事業者又は認定事業者から委託を受けた者以外の者が、使用済小型電子機器等を収集し、再資源化するに当たり、当該使用済小型電子機器等が廃棄物と判断される場合には、市町村からその処理に係る委託を受けている等の廃棄物処理法の規制の枠内で実施することが必要である。

六　個人情報の保護その他の使用済小型電子機器等の再資源化の促進に際し配慮すべき重要事項

1　個人情報の保護に関する事項

使用済小型電子機器等の中には、個人情報が記録されているものもあるため、個人情報の保護に配慮する必要がある。特に、他の品目に比べて多量かつ重要な個人情報を含む可能性が高いパーソナルコンピュータや携帯電話端末・ＰＨＳ端末については、十分な配慮が必要となる。そこで、パーソナルコンピュータや携帯電話端末・ＰＨＳ端末については、消費者及び事業者が排出する段階で、自ら個人情報の削除に努めるとともに、回収や再資源化の段階で個人情報の漏えいの防止の措置を講ずる必要がある。

具体的には、まず、市町村や小売業者が、消費者に対して個人情報を削除した上で排出するよう周知し、ボックス回収を行う場合は鍵付きのものを使用する、ステーション回収を行う場合は監視員が立ち会うなどの盗難防止対策や、個人情報保護に係る管理体制（責任の明確化、職員研修、委託先を含めた管理の実施等）の整備など、十分な個人情報保護対策を実施した上で回収を行うものとする。また、認定事業者及び認定事業者から委託を受けた者は、収集、運搬及び再資源化に際して、適切な個人情報保護対策を講ずることが必要である。

なお、パーソナルコンピュータについては資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）に基づく自主回収が、携帯電話端末・ＰＨＳ端末については携帯電話事業者等による自主回収が行われていることから、これらの取組も併せて消費者に周知することで、個人情報が記録されている使用済小型電子機器等の回収を一層促進することも可能である。

2　有害物質等の発生の抑制等に関する事項

使用済小型電子機器等の再資源化の過程においては、廃棄物処理法、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）等の関係法令を遵守し、有害物質等の発生の抑制を図るとともに、周辺環境への影響を防止しなければならない。

○近畿地方整備局告示第四十二号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年三月六日

近畿地方整備局長　谷本　光司

一　登録番号

近畿地方整備局長　7

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

財団法人なら建築住宅センター

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	中村　之久
変更後	—

(2)　変更年月日

平成二十五年二月一日